

株式会社メンバーズ 定款

定 款

第 1 章 総 則

【商 号】

第 1 条 当社は、株式会社 メンバーズと称し、英文では、Members Co., Ltd. と表示する。

【ミッション】

第 2 条 “MEMBERSHIP” で、心豊かな社会を創る

メンバーズはマーケティングの基本概念を「人の心を動かすもの」と捉えており、インターネット／デジタルテクノロジーは「企業と人々のエンゲージメントを高めるもの」と考えている。メンバーズは企業と人々の自発的貢献意欲を持って組織活動に参加する“MEMBERSHIP”による協力関係づくりを支援し、マーケティングの在り方・企業活動の在り方を「社会をより良くするもの」へと転換する。そして気候変動・人口減少等の現代の社会課題に取り組み、自社のみならず取引先、生活者と共に、人々の幸せや環境・社会と調和した脱炭素型で持続可能な経済モデル、ライフスタイルへと変革することで、世界の人々に心の豊かさを広げ、社会をより良くすることに貢献する。

【目 的】

第 3 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 企業の販売促進、宣伝活動の研究および企画制作
- (2) 通信システムによる情報の収集処理、ならびに販売に関する業務
- (3) 集金代行業務
- (4) テレビ、ラジオ、放送広告の立案制作、代理業務
- (5) 内外新聞、雑誌、放送、セールスプロモーション、映画、屋外、交通、ダイレクトメール、その他すべての広告およびピーアール業務
- (6) コンピュータを利用した情報提供サービス業務
- (7) インターネットのホームページの企画、制作の受託業務
- (8) 広告代理店業
- (9) コンピュータソフトウェアの販売業務
- (10) 市場調査またはその整理・分析業務要員の教育および派遣
- (11) マーケティングに関する出版物の発行業務
- (12) 電子商取引（インターネット等での商品の販売）
- (13) 労働者派遣事業、ならびに民間職業紹介業
- (14) 有価証券の取得、投資、保有および運用
- (15) 前各号に付帯する一切の業務

【本店の所在地】

第4条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

【公告方法】

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

【発行可能株式総数】

第6条 当社の発行可能株式総数は、40,000,000株とする。

【単元株式数】

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

【単元未満株式についての権利】

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

【自己株式の取得】

第9条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

【株主名簿管理人】

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

3 当社の株主名簿、および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式および新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

【株式取扱規則】

第 11 条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

【基準日】

第 12 条 当会社は、毎事業年度最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。

第 3 章 株主総会

【招集】

第 13 条 定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

【招集権者および議長】

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、その議長となる。

【株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供】

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

【決議の方法】

第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

【議決権の代理行使】

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

【議事録】

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

【取締役会の設置】

第 19 条 当会社は取締役会を置く。

【取締役の員数】

第 20 条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く）は、5 名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という）は、3 名以上とする。

【取締役の選任および解任】

第 21 条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2 取締役（監査等委員であるものを含む）の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任については、累積投票によらない。

4 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

【取締役の任期】

第 22 条 取締役（監査等委員であるものを除く）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3 任期満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

【代表取締役および役付取締役】

第 23 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く）の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役社長 1 名を選定し、取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

【取締役会の招集権者および議長】

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

2 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

【取締役会の決議】

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

【取締役会の決議の省略】

第 26 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

【重要な業務執行の決定の取締役への委任】

第 27 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

【取締役会の議事録】

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役が記名押印または電子署名する。

2 取締役会の議事録は、10 年間本店に備え置く。

【取締役会規程】

第 29 条 取締役会に関するその他の事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。

【取締役の報酬等】

第 30 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

【取締役の責任免除】

第 31 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の行為に関する取締役等（取締役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた額と法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。

第 5 章 監査等委員会

【監査等委員会の設置】

第 32 条 当社は監査等委員会を置く。

【常勤監査等委員】

第 33 条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

【監査等委員会の招集手続】

第 34 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。
ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

【監査等委員会の決議】

第 35 条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

【監査等委員会の議事録】

第 36 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

2 監査等委員会の議事録は、10 年間本店に備え置く。

【監査等委員会規程】

第 37 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

【会計監査人の設置】

第 38 条 当社は、会計監査人を置く。

【会計監査人の選任】

第 39 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

【会計監査人の任期】

第 40 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

【会計監査人の報酬等】

第 41 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

【事業年度】

第 42 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

【期末配当金】

第 43 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

【中間配当金】

第 44 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

【期末配当金等の除斥期間】

第 45 条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。